

中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画

平成 25 年 12 月 27 日

「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」は全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会（以下「全文協」という。）中国四国ブロック課長部会において、申し合せたものである。

1 計画の目的

この計画は、中国・四国地方において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態（以下、「災害等」という。）において、中国・四国地方の 9 県による「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」（平成 24 年 3 月 1 日締結・以下、「災害支援協定」という。）に沿って、主として文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定する文化財やその保管施設等を、迅速かつ的確に保護することを目的とする。

2 基本的な事項

（1）計画の適用

この計画は、全文協の中国四国ブロックを構成する鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、岡山市、広島市（以下、「中四 11 県市」という。）において適用する。

（2）計画の運用

この計画は、中四 11 県市が定める地域防災計画や災害対応マニュアルとの整合を図りながら運用しなければならない。

（3）支援の体制

災害等発生後、より円滑かつ迅速な支援を実施するために、中国・四国地方の 9 県による災害支援協定で定めるカウンターパート制に従い、災害等を受けた県市（以下、「被災県市」という。）に対する支援を行う県市（以下、「支援県市」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおり 4 グループに分け、それぞれ同表の右欄に掲げる県市で構成する。

ただし、カウンターパート制で支援が不足する場合は、他のグループを構成する県市に支援を要請することができる。

グループ 1	鳥取県	徳島県
グループ 2	岡山県	岡山市 香川県
グループ 3	広島県	広島市 愛媛県
グループ 4	島根県	山口県 高知県

3 保護とその対象物件

この計画における保護とは、被災した文化財やその保管施設（以下、「被災文化財等」という。）に対して、当面必要な救出や応急処置（以下、「レスキュー活動」という。）を講じることを原則とするが、被災県市が特に必要とする場合には、美術品・博物館資料・図書館資料・公文書等（以下、文化財を含めて「文化財等」という。）とその保管施設も含めることができる。

(1) 「文化財等」とは、次に掲げるものとする。

ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に定める文化財

イ 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成 23 年法律第 17 号）に定める美術品

ウ 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）に定める博物館資料

エ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）に定める図書館資料

オ 公文書館法（昭和 62 年法律第 115 号）に定める公文書等

(2) この計画における「文化財等の保管施設」とは、次に掲げる施設とする。

ア 地方公共団体が所有する文化財等の保管施設

イ 地方公共団体以外の者が所有する文化財等の保管施設

4 相互支援の原則

(1) 支援の要請

支援の要請は、被災県市が防災部局と連携し、必要な事項を明らかにして支援県市に行う。

(2) 支援の内容

被災県市に対する支援の内容は、次のとおりとする。

ア 被災文化財等のレスキュー活動に要する資機材の供給

イ 被災文化財等のレスキュー活動を行う専門職員等の派遣

ウ 被災文化財等を一時的に保管するための施設の提供

エ 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(3) 経費の負担

支援に要する経費は、原則として支援を受けた被災県市の負担とする。

なお、支援に要する経費の公費負担については、被災県市があらかじめその適否を判断したうえで支援の要請を行う。

5 災害等発生後の活動

(1) 情報収集

被災県市と支援県市は、次に掲げる情報を収集する。

ア レスキュー活動に当たる職員の安全確保に係る災害等に関する情報

イ 適切かつ効率的なレスキュー活動に係る文化財等の被害状況に関する情報

(2) レスキュー活動

被災県市と支援県市は、次に掲げるレスキュー活動を実施する。

ア 被災文化財等のうち動産的な物件の被災したままの状態からの救出

イ 文化財等の種類や材質等又は災害の種類に応じた適切な応急処置

ウ 被災県市が被災した文化財等の一時的な保管場所を必要とするときは、支援県市の利用可能な施設を提供

(3) その他

被災県市が災害等の被害から文化財等の復旧・復興（以下、「復旧等」という。）をしようとするとき、その計画の立案から復旧等の取組に対して、支援県市は、被災県市の要請に応じて、必要な物的又は人的な支援をする。

6 平常時の活動

(1) 相互支援に役立つ情報の整備と共有

中四 11 県市は、この計画に基づく相互支援が円滑かつ迅速に行われるよう、次に掲げる情報を整備し、その共有を図る。

ア 中四 11 県市で共有する情報

(ア) 災害等発生時の連絡先

(イ) 国及び中四 11 県市が指定、選定及び登録（以下、「指定等」という。）している文化財

(ウ) 中四 11 県市が所有する文化財等の保管施設

イ カウンターパートとの間で共有する情報

(ア) 文化財等のレスキュー活動に必要な資機材

(イ) 中四 11 県市以外の地方公共団体が指定等している文化財

(ウ) 中四 11 県市以外の地方公共団体が所有する文化財等の保管施設

(2) 文化財等の保管状況の点検と予防対策の推進

中四 11 県市は、文化財等とその保管状況を定期的に点検するとともに、文化財等の所有者その他の関係者に対して、発生が予測される災害等に応じた予防対策を推進するよう指導及び助言をする。

(3) 想定される災害等に応じた訓練の実施

中四 11 県市は、文化財等の所有者その他の関係者に対して、発生が予測される災害等に応じた効果的な訓練を実践するよう指導及び助言するほか、必要に応じて、カウンターパートとの合同の訓練を実施する。

(4) 人的ネットワークの構築

中四 11 県市は、各県市が設置する文化財保護審議会のほか、文化財等に関わる専門家や団体等と連携して、官民が一体となって文化財等を保護できる人的ネットワークの構築に努める。

7 計画の改正等

(1) この計画を改めようとするときは、全文協中国四国ブロックの会議（課長部会）において改正する。

(2) この計画の実施に關し必要な事項は、全文協中国四国ブロックの会議（文化財部会）で定める。

8 その他

中四 11 県市は、必要がある場合、この計画の趣旨を尊重しつつ更に有効な計画を作成し、各県市の計画として運用することができる。